



朝 刊

発 行 所

熊本日日新聞社

〒860-8506 熊本市世安町172

電 代 表 (096) 361-3111

©熊本日日新聞社 2010

主張 提言

林 勝美 65

熊本大法科
大学院教授

私は先月25日に福岡県町村会会長から依頼を受け、「平成21年度福岡県町村長セミナー」の講師として「地域主権と道州制の法的

問題点」を講義しました。憲法上保障されている町村の消滅につながる道州制は、これも憲法上保障されている都道府県を消滅させる点とともに憲法上許されないとの、私の見解

を評価していただいたからと考えています。

一方、蒲島県知事は

憲法論および住民自治

論の法的な検討をする

こともなく、「狂気と

もいつべき情熱をもつ

て州都を熊本に」と発

道州制には 憲法上問題

言っています。同様に、

姜尚中東大教授も顔写

真入りで日経新聞に

「宮崎県の東国原英夫

知事のような人が九州

の『州長』に」と、道

州制の積極的導入を主

張していますが、この

ような見解は厳しく批判されなければなりません。

第一に、1千万人を

超える人口の道州は、

立法権・司法権を有す

るアメリカやドイツの

州の2倍近くになりま

すが、憲法上の地方公

共団体と言えますか。

第二に、これまで47

都道府県知事は誰一人

リコールで罷免されて

いません。これよりは

るかに人口の多い道州

で住民の罷免権が及ば

ないことは明らかで

す。これは憲法に違反

しませんか。

第三に、都道府県は

市町村と同様に憲法上保障されたものであることは私の著書から

も、また憲法制定経緯

を調査・研究すれば明

らかなことでありま

す。何を根拠に道州制

は憲法に違反しないと

主張するのですか。

第四に、平成の大合

併により府県よりもは

るかに広大な面積の自

治体が誕生していま

す。住民自治の面から

も憲法に違反しません

か。

憲法論、住民自治論

を踏まえた検討をさら

に重ねるべきだと考え

ます。(熊本市)